

総務委員会資料

令和元年第5回定例会提出予定議案の説明

諮問第2号

下水道使用料の徴収に関する処分に係る審査請求について

資料1 本件審査請求における審査請求人及び処分庁の主張等について

資料2 審査請求の制度について

令和元年11月21日

総務企画局

本件審査請求における審査請求人及び処分庁の主張等について

1 審査請求人及び処分庁の主張

(1) 審査請求人の主張

- ・審査請求人の住居の屋外にある給水栓は、設置時に、散水に使用するものと処分庁が認めたものであるため、本件処分は違法かつ不当である。
- ・接続確認後の下水道使用料の請求ならば納得できるが、審査請求人も処分庁も接続しているという事実の認識がないにもかかわらず、過去に遡った請求は常識を逸脱している。
- ・処分庁が、排水設備工事完成届兼使用開始届を受け取っていたにもかかわらず、下水道使用料を請求していないのは公共機関として問題であり、処分庁に落ち度があると言わざるを得ない。

(2) 処分庁の主張

- ・植栽への水やりにもみ給水栓を使用していたとしても、審査請求人は川崎市下水道条例に定める水道の使用水量と排出汚水量が著しく異なる場合の申告をしておらず、水道の使用水量に基づき下水道使用料を算定し、徴収するほかない。
- ・下水道使用料の徴収の根拠は、排水設備を備えた給水栓を使用することにより下水道を使用したという事実であり、使用者や処分庁がその当時において事実の認識があったかどうかではない。
- ・本件処分に至った原因は処分庁にあるが、下水道を使用した事実があれば、それに対し下水道使用料を徴収するのは法令上定められていることである。

2 審査請求に対する処分庁の見解

使用開始時から下水道使用料を徴収していなかったのは処分庁の不備であるが、本件処分は審査請求人が下水道を使用したという事実を基に、川崎市下水道条例の規定に基づき算定し、行ったものであり、違法又は不当な点はないから、棄却されるべきである。

3 審理員意見書の内容

本件について、審査庁は、平成30年9月13日付けで審理員を指名し、令和元年9月13日に審理員から、次のとおり意見書が審査庁に提出された。

(1) 結論

本件審査請求には理由がないから、行政不服審査法第45条第2項の規定により棄却されるべきである。

(2) 理由

・「公共下水道を使用する者」とは、およそ公共下水道に下水を排除することによって排水の利益を受ける者をひろく指すとされ、また、公共下水道を使用する者は、下水道法第20条第1項に基づき、条例により、その使用の事実によって当然に下水道使用料の支払義務を負うものと解されるため、下水道使用料の納入義務が発生するためには、公共下水道に汚水を排除している認識が必要とは言えない。

・川崎市下水道条例においては、水道水を使用した場合の下水道使用料算定の基礎となる汚水の排出量は、水道の使用水量を基準に決定され、下水道への排出量が水道の使用水量より著しく少ないとする使用者にあつては、遅滞なく自ら所定の申告等をしない限り、使用水量を汚水の排出量と擬制するという条例によって生じたその効果を覆すことができないものと解されるため、審査請求人が同条例第13条第1項第3号に定められた毎月の排出汚水量を記載した申告書を提出していない以上、審査請求人が公共下水道を使用していなかったものと認めることは難しい。

・審査請求人宅は、川崎市下水道条例上の手続が行われていたにもかかわらず、市の事務手続の不備により、下水道使用料の徴収対象から漏れたことは否めないが、下水道使用料の受益者負担という公平実現の趣旨から、処分庁は他の使用者と同様に審査請求人に対しても相応の負担を求めざるを得ないと言える。また、同様の遡及案件でも減額事例はないため、本件の事情は本件処分の効力に影響を与えるとは言い難い。

・請求すべき下水道使用料が正しく算出されていることが確認できる。

審査請求の制度について

1 概要

審査請求とは、違法又は不当な処分について、その取消しを求めため、処分庁の上級行政庁（審査庁）に対して行われる不服申立てである。

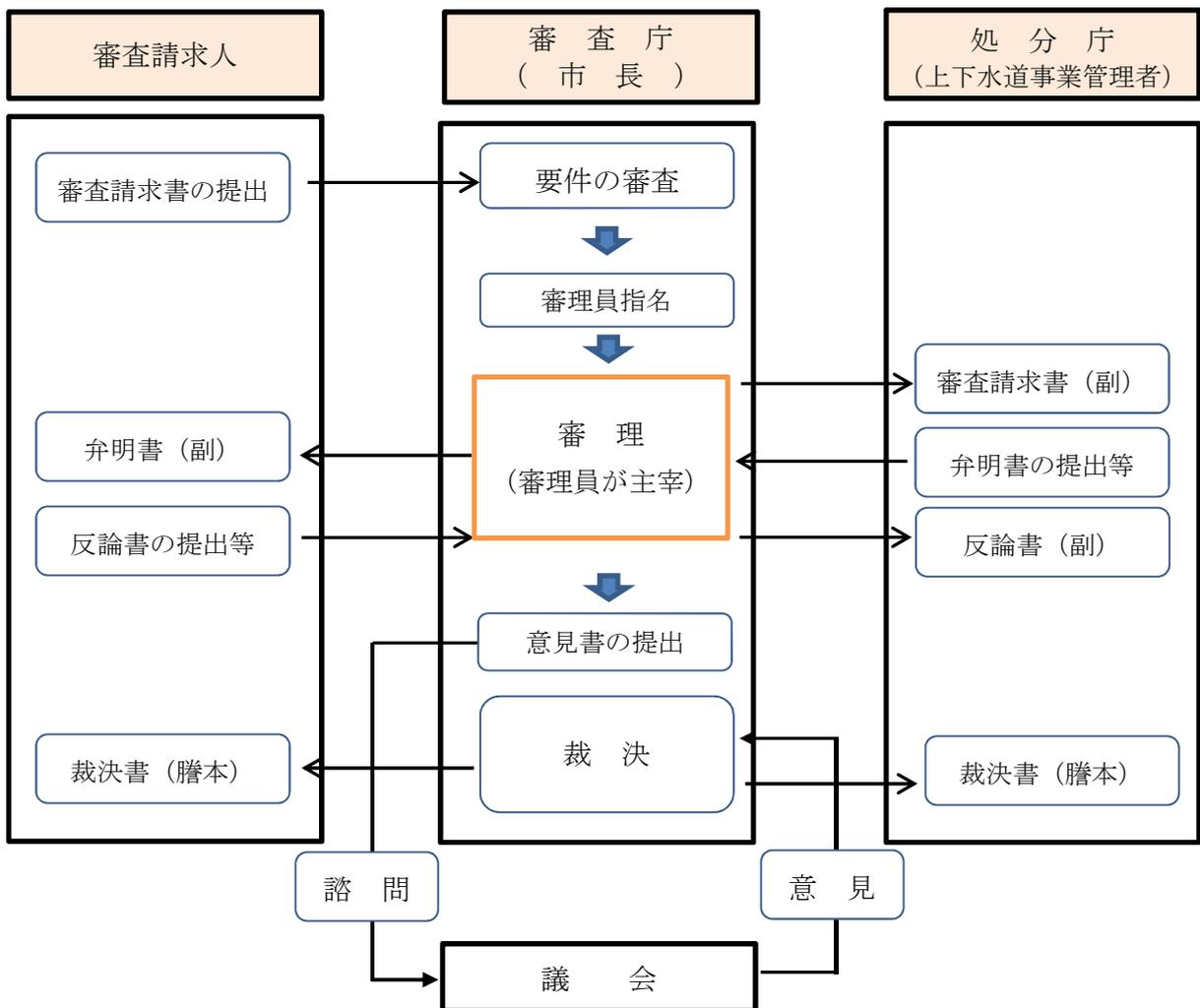
今回の審査対象である下水道使用料の徴収に関する処分については、審査請求があった場合には、議会へ諮問をしなければならないという規定が地方自治法にあることから、本件審査請求に関する最終的な判断（裁決）を行うに当たり、議案として議会に諮問する案件となる。

2 対象

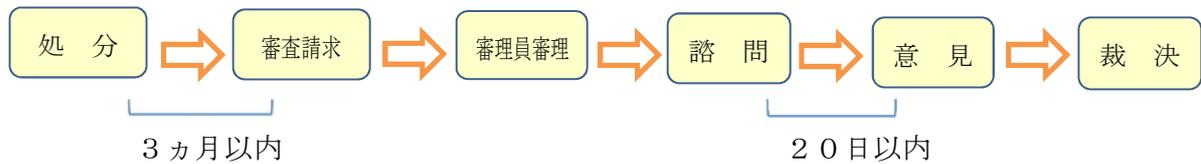
行政が行った行政処分が、審査請求の主な対象となる。

本件では、下水道使用料の徴収に関する処分に対して審査請求がされている。

3 手続



4 期間



5 裁決の種類

裁決の種類として、次の3種類がある。

(1) 却下

審査請求が要件を満たしておらず、不適法な場合になされる。

(2) 棄却

処分が違法・不当であると認められず、審査請求に理由がない場合になされる。

(3) 認容

処分が違法・不当であると認められ、審査請求に理由がある場合になされ、審査庁は処分
の全部又は一部の取消しができる。

6 審理員による審理について

審査請求をされた審査庁は、審査請求が適法な場合には、審査庁に所属する職員の中から、
処分に関与していない者を、審理手続を行う者（審理員）として指名することとされている。

審理員は審理手続を指揮し、審理手続を終結したときは、遅滞なく、審査庁がすべき裁
決に関する意見書を作成し、事件記録とともに審査庁に提出することとされている。

7 審査請求と訴訟との関係

審査請求人は、裁決を経てなお処分について不服がある場合は、原則として裁決があったこ
とを知った日から6ヵ月を経過するまでは、取消訴訟を提起できる。

なお、本件は審査請求前置とされている処分であるため、審査請求に対する裁決を受けた後
でなければ、処分について取消訴訟を提起することができない。ただし、審査請求を行ってか
ら3ヵ月経過しても裁決がない等正当な理由があれば直接訴訟を提起できる。